

「太陽光発電システム普及加速型技術開発」基本計画

1. 研究開発の目的、目標、内容

(1) 研究開発の目的

エネルギーセキュリティの確保及び地球環境問題への対応の観点から、太陽光発電の普及を抜本的かつ急速に進める必要がある。近年、ニューサンシャイン計画等における技術開発の進展や住宅用太陽光発電導入基盤整備事業等の導入施策の展開もあり、漸く太陽光発電の初期導入段階といえる状況になってきたところであるが、今後太陽光発電の本格的普及を図るためには、低コスト化・量産化や性能向上等の課題を解決することが必要不可欠である。

そのために、現行の生産性を革新的に向上させる量産化技術開発や変換効率を含めた太陽光発電システムの高性能化技術開発等を行う。

したがって本事業は、太陽光発電システムの産業自立化と市場自律化を目指した、実用化技術開発、量産化技術開発、製造技術開発等を実施することにより、太陽光発電システムの加速的なコストダウンを行い本格的普及を図る。

(2) 研究開発の目標

太陽光発電システムの加速的な普及拡大に資するため、太陽光発電システムに関する新規技術を生産現場に円滑に導入する際に必要な量産化技術、高性能化技術等に関する研究開発を行う。

なお、各研究テーマの開発目標及び実施の詳細については、提案書に記載されたものを踏まえ、採択テーマが決定した後、新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下、「NEDO」という。)と提案者の間で協議の上、実施計画書に定めるものとする。

(3) 研究開発内容

太陽光発電システムの加速的な普及拡大に貢献する、量産化技術、高性能化技術等に関する共同研究テーマについて提案公募を行い、目的達成に有効な研究開発テーマを採択してNEDOとの間で共同研究を実施する。

(4) 共同研究費等

共同研究に要する費用は、NEDOと提案者でそれぞれ1/2の負担とする。

2. 研究開発の実施方式

(1) 提案の公募

本技術開発の目的に照らして、下記要件を満たす研究開発テーマの提案を公募し、外部有識者による審査委員会の評価に基づき、NEDOの契約審査委員会において採択テーマを決定する。

(2) 提案の要件

提案者が有している太陽光発電に関する事業化計画を実現する上で必要となる次の(イ)から(ハ)に該当する研究開発であって、かつ研究開発終了後速やかに市場に導入され、太陽光発電システムの大量導入に資すると判断されるものとする。

(イ) 太陽電池の生産性向上に関するもの

(ロ) 太陽電池の高性能化・低コスト化に関するもの

(ハ) 太陽光発電システムの低コスト化に関するもの

また、採択に当たっては次の a から c を基準とする。

- a .太陽電池製造技術に関しては概ね製造コスト 1 4 万円 / k W 以下が達成可能であり、生産規模については概ね 1 0 万 k W / 年以上を可能とするもの。
- b .太陽電池以外の周辺機器等の技術・装置に関しては上記 a . を前提として概ねシステム建設製造コスト 2 5 万円 / k W 以下が達成可能であり、生産規模については概ね 1 0 万 k W / 年以上のシステム導入量に対応可能とするもの。
- c . その他関連技術については上記 a 、 b の基準を勘案して妥当なものとする。

(3) 研究開発体制

採択したテーマにつき、NEDO は提案者とそれぞれ 1 / 2 の費用負担割合で共同研究契約を締結し研究開発を実施する。なお、共同研究の NEDO 実施分については、提案者たる企業等に委託して実施する。

(4) 研究開発の運営

NEDO は、経済産業省と密接な関係を維持しつつ、研究開発の目的及び目標に照らして適切な運営管理を実施する。また、必要に応じて、外部有識者の意見を運営管理に反映させる。

(5) 各テーマの予算

各テーマの予算については、年間の事業予算の範囲内で各テーマの必要額とし、NEDO と提案者の間で協議の上、実施計画書に定めるものとする。

3 . 研究開発の実施期間

平成 1 2 年度から平成 1 6 年度までの 5 年間とする。ただし、各テーマの研究期間は、原則 3 年以内とする。なお、平成 1 2 年度から平成 1 4 年度は「太陽光発電システム普及促進型技術開発」として実施する。

4 . 評価の実施

NEDO は、技術的及び太陽光発電システムの普及促進の観点から見た研究開発の意義、目的達成度、成果の技術的意義、並びに、波及効果の観点から研究開発等を総合的に管理するとともに、外部有識者による事後評価を平成 1 7 年度に実施する。

5 . その他の重要事項

(1) 研究開発成果の取扱い

成果の普及

本研究開発で得られる研究成果については、NEDO、共同研究先とも、その普及に努めるものとする。

知的所有権の帰属

NEDO の委託研究開発の成果に係る知的所有権については、「新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー業務方法書」第 4 3 条の規定等に基づき、原則として、すべてを受託者に帰属させることとする。

(2) 基本計画の変更

NEDO は、研究開発の内容の妥当性を確保するため、社会・経済的状況、内外の研究開発動向、産業技術政策動向、第三者の視点からの評価結果、研究開発費の確保状況等を総合的に勘案し、達成目標をはじめ基本計画の見直しを弾力的に行うこととする。

(3) 根拠法

本プロジェクトは、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（昭和55年 法律第71号）第39条第1項第1号イの規定に基づき実施する。

以上